

随意契約結果書

業 務 名 称	独立行政法人日本学生支援機構 大阪第一国際交流会館改修工事設計意図伝達業務
契約者の住所及び氏名	神奈川県横浜市緑区長津田町 4259 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北 原 保 雄
契 約 締 結 日	平成18年10月12日
契約の相手方の氏名及び住所	東京都江東区潮見 2-1-22 株式会社 久米設計
契 約 金 額 (消費税及び地方消費税含む)	1, 251, 600円(消費税等相当額: 59, 600円)
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税含む)	1, 256, 850円(消費税等相当額: 59, 850円)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名：独立行政法人日本学生支援機構
大阪第一国際交流会館改修工事設計意図伝達業務
2. 履 行 場 所：大阪府吹田市津雲台 3-3 (2 号館)
大阪府吹田市津雲台 3-10-D81 (1 号館・厚生棟)
東京都江東区潮見 2-1-22
3. 随意契約の相手方：名 称 株式会社 久米設計
住 所 東京都江東区潮見 2-1-22
電話番号 03-5632-7334
4. 随意契約適応法令：契約事務取扱細則（平成 16 年細則第 15 号）第 23 条第 1 項第 1 号
（随意契約によることができる場合）
第 23 条 会計規定第 16 条第 1 項ただし書に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
(1) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
5. 当該業務の随意契約に付する理由
本業務は、大阪第一国際交流会館 2 号館改修整備（建築・耐震・設備）設計業務及び大阪第一国際交流会館改修（アスベスト対策）設計業務に引き続く設計意図伝達業務である。
設計意図の伝達は、工事請負者等に対して設計図書では完全に表現が出来ない性質の情報を補完し、工事請負者等との打合せや設計図書を補完する説明図及び詳細図等の作成、設計意図の伝達に係る施工図の確認等を行うものであり設計行為の延長である。
このため、本業務は設計上の責任を明確にし、設計意図を正確に伝えることができるのは、当該工事の建築意匠、構造及び建築設備設計に至る全体の調整を取りまとめを行い設計意図を正確に把握している上記業者に限定され、上記業者以外では実施できない。
また、上記業者は、「大阪第一国際交流会館 2 号館改修整備（建築・耐震・設備）設計業務」において、標準型プロポーザル方式により設計者として特定された者である。
以上の理由から、この業務は、契約の性質又は目的が競争を許さないと認められるため、契約事務取扱細則（平成 16 年細則第 15 号）第 23 条第 1 項第 1 号の規定により上記業者と随意契約を締結するものである。

平成 18 年 10 月 12 日

独立行政法人日本学生支援機構
施設整備推進室長 三 浦 永 司